

平成27年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

H28 監 監 第 687 号

平成 28 年 8 月 29 日

仙台市長 奥 山 恵 美 子 様

仙台市監査委員	高 橋 一 典
同	須 藤 裕 州
同	嶋 中 貴 志
同	倉 林 千 枝 子

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

平成27年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 資金不足比率の状況	8
(1) 下水道事業会計	8
(2) 自動車運送事業会計	8
(3) 高速鉄道事業会計	9
(4) 水道事業会計	9
(5) ガス事業会計	10
(6) 病院事業会計	10
(7) 中央卸売市場事業特別会計	11

平成 27 年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 1 日から同年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

健全化判断比率	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25 %
実質公債費比率	11.3 %	10.8 %	9.8 %	25 %
将来負担比率	134.6 %	133.2 %	122.8 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第5 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [\quad - \quad] \quad = \quad \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [\quad - \quad]}{\text{(標準財政規模)} \quad 236,960,836 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は 3,398,610 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度 3,365,566 千円に比べ 33,044 千円増加している。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	26年度	27年度	増 減
歳入総額 ①	704,930,871	678,507,934	△ 26,422,937
歳出総額 ②	677,027,264	659,322,414	△ 17,704,850
歳入歳出差引額 ③=①-②	27,903,607	19,185,520	△ 8,718,087
翌年度に繰り越すべき財源 ④	24,538,041	15,786,910	△ 8,751,131
一般会計等実質収支額 ③-④	3,365,566	3,398,610	33,044

(2) 連結実質赤字比率

<p>(連結実質赤字額) [—]</p> <p>(連結実質赤字比率) [—] = </p> <p>(標準財政規模) 236,960,836 千円</p>
--

連結実質収支額は 40,049,829 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであるが、連結実質収支額は前年度 36,519,595 千円に比べ 3,530,234 千円増加している。これは、国民健康保険事業特別会計、都市改造事業特別会計の実質収支額が減少したものの、下水道事業会計、水道事業会計の実質収支額が増加したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実 質 収 支 額		増 減	
		26年度	27年度		
一般会計等		3,365,566	3,398,610	33,044	
一般会計		2,833,927	3,156,480	322,553	
一般会計等に属する特別会計	都市改造事業特別会計	494,606	190,927	△ 303,679	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	37,033	51,203	14,170	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	3,389,147	2,712,724	△ 676,423	
	駐車場事業特別会計	0	44,678	44,678	
	介護保険事業特別会計	969,204	1,211,672	242,468	
	後期高齢者医療事業特別会計	70,791	64,875	△ 5,916	
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	8,338,870	9,993,991	1,655,121
		自動車運送事業会計	△ 37,297	△ 220,306	△ 183,009
		高速鉄道事業会計	0	0	0
		水道事業会計	12,787,655	14,194,947	1,407,292
		ガス事業会計	4,039,512	4,525,468	485,956
		病院事業会計	3,596,147	4,123,170	527,023
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		36,519,595	40,049,829	3,530,234	

※公営企業会計の実質収支額欄は資金不足額又は剰余額となる。

(3) 実質公債費比率

平成 25 年度 (実質公債費比率) = 11.03708%	$\frac{(40,467,966 \text{ 千円} + 31,254,781 \text{ 千円}) - (12,728,675 \text{ 千円} + 37,428,845 \text{ 千円})}{(232,817,718 \text{ 千円}) - (37,428,845 \text{ 千円})}$
平成 26 年度 (実質公債費比率) = 9.50188%	$\frac{(37,434,230 \text{ 千円} + 32,381,939 \text{ 千円}) - (13,956,479 \text{ 千円} + 36,921,752 \text{ 千円})}{(236,229,003 \text{ 千円}) - (36,921,752 \text{ 千円})}$
平成 27 年度 (実質公債費比率) = 9.03414%	$\frac{(35,687,820 \text{ 千円} + 31,984,791 \text{ 千円}) - (13,207,547 \text{ 千円} + 36,340,774 \text{ 千円})}{(236,960,836 \text{ 千円}) - (36,340,774 \text{ 千円})}$
平成 25 年度から平成 27 年度 3 カ年平均	= 9.8%

実質公債費比率は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 カ年平均で 9.8% となっており、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 カ年平均 10.8% に比べ 1.0 ポイント低下している。

なお、実質公債費比率の推移は第 3 表のとおりであるが、単年度の比率については、平成 27 年度が 9.03414% となっており、前年度 9.50188% に比べ 0.46774 ポイント低下している。

第 3 表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
24年度 (単年度)	11.99502%
25年度 (単年度)	11.03708%
26年度 (単年度)	9.50188%
27年度 (単年度)	9.03414%
実質公債費比率 (24年度～26年度の 3 カ年平均)	10.8%
実質公債費比率 (25年度～27年度の 3 カ年平均)	9.8%

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	26年度	27年度	増 減
充当可能基金	197,205,406	214,341,681	17,136,275
充当可能特定歳入	130,415,874	130,949,464	533,590
(うち都市計画税)	(88,512,850)	(87,087,741)	(△1,425,109)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	509,190,451	506,677,716	△ 2,512,735
合 計	836,811,731	851,968,861	15,157,130

平成 27 年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

審査は、各事業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取などの方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	—	20%
自動車運送事業	0.0%	0.4%	3.1%	
高速鉄道事業	—	—	—	
水道事業	—	—	—	
ガス事業	—	—	—	
病院事業	—	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	—	

(注 1) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

(注 2) 平成 25 年度自動車運送事業の資金不足比率については、計算上 0.05% となり、小数点第二位以下を切り捨てることとされていることから 0.0% と表示した。

第5 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 8,338,870	△ 9,993,991	△ 1,655,121
流動負債（a）	18,041,935	13,326,890	△ 4,715,045
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	26,380,805	23,320,881	△ 3,059,924
事業規模（B）	24,023,883	23,831,452	△ 192,431
資金不足比率（A/B×100）	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、翌年度に償還する企業債及び引当金を除いている。
- ・流動資産は、翌年度繰越事業に充当する特定収入を除いている。また、貸倒引当金を加えている。

(2) 自動車運送事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	37,297	220,306	183,009
(A=a+b-c-d)	37,297	220,306	183,009
流動負債（a）	2,298,171	2,714,531	416,360
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	2,260,874	2,494,225	233,351
解消可能資金不足額（d）	0	0	-
事業規模（B）	7,463,358	6,991,180	△ 472,178
資金不足比率（A/B×100）	0.4%	3.1%	2.7%
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a+b-c=220,306$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足が220,306千円となった。
- ・資金不足額(A)を事業規模(B)で除した資金不足比率は3.1%で、平成26年度より2.7ポイント上昇したが、経営健全化基準(20%)は下回っている。
- ・流動負債は、翌年度に償還する企業債及び引当金を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を加えている。
- ・解消可能資金不足額は、累積償還・償却差額算定方式により算出している。

(3) 高速鉄道事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c-d)	△ 29,683,104	△ 12,587,107	17,095,997
流動負債 (a)	15,730,617	7,627,619	△ 8,102,998
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	14,483,463	6,229,495	△ 8,253,968
解消可能資金不足額 (d)	30,930,258	13,985,231	△ 16,945,027
事業規模 (B)	11,886,805	13,213,777	1,326,972
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a+b-c=1,398,124$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・解消可能資金不足額を控除した結果、 $A<0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、翌年度に償還する企業債及び引当金を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を加えている。
- ・解消可能資金不足額は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出している。

(4) 水道事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 12,787,655	△ 14,194,947	△ 1,407,292
流動負債 (a)	4,382,360	5,692,195	1,309,835
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	17,170,015	19,887,142	2,717,127
事業規模 (B)	24,543,039	24,597,330	54,291
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A<0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、翌年度に償還する企業債及び引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を加えている。

(5) ガス事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 4,039,512	△ 4,525,468	△ 485,956
流動負債 (a)	4,252,083	4,525,814	273,731
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	8,291,595	9,051,282	759,687
事業規模 (B)	40,663,186	36,238,209	△ 4,424,977
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、翌年度に償還する企業債及び引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を加えている。

(6) 病院事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 3,596,147	△ 4,123,170	△ 527,023
流動負債 (a)	1,228,091	1,375,737	147,646
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	4,824,238	5,498,907	674,669
事業規模 (B)	12,223,446	13,818,735	1,595,289
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、翌年度に償還する企業債及び引当金を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を加えている。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	26年度	27年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	0	0	0
歳出額 (a)	3,384,886	5,528,772	2,143,886
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
歳入額 (c)	3,384,886	5,528,772	2,143,886
事業規模 (B)	1,458,184	1,467,813	9,629
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、Aが0であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・歳入額は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

用語の説明

・資金不足額

（法適用）（流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c） - 解消可能資金不足額 d

（法非適用）（歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額（翌年度に繰越すべき財源を除く） c）
- 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

・算入地方債現在高 建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の在り高

・解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
次の3つのいずれかの算定方法がある。

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

・翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未
収入特定財源を控除した額

・事業規模（法適用） 営業収益の額 - 受託工事収益の額

（法非適用） 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入額

※法とは、地方公営企業法をいう。